

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.15</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>33,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.54</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>15,200円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.25</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,800円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.04</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.41</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.21</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,400円</u>とする。

(国民健康保険税の減額)

第20条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 23,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,640円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,060円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,600円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,900円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,040円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,160円

(国民健康保険税の減額)

第20条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 19,880円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,290円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,780円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,350円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,700円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,940円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,080円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した
世帯 5,040円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した
世帯 8,400円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した
世帯 13,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
16,800円

(2) 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した
世帯 2,280円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した
世帯 3,800円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した
世帯 6,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
7,600円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した
世帯 4,260円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した
世帯 7,100円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した
世帯 11,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
14,200円

(2) 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した
世帯 2,205円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した
世帯 3,675円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した
世帯 5,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
7,350円